

平成30年1月から 専門実践教育訓練給付金が拡充されます

平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練から、
教育訓練給付金の **1. 支給率** **2. 上限額** **3. 支給対象者の要件*** が変わるとともに、
失業中の方のための **4. 「教育訓練支援給付金」の支給額*** も拡充されます。 *裏面参照

1. 支給率

40% → 50%

受講者が支払った教育訓練経費の**50%**（資格取得等した場合、
追加で教育訓練経費の**20%**（合計**70%**））の支給となります。

※平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練は、これまでどおり教育訓練経費の
40%（資格取得等した場合、追加で教育訓練経費の**20%**（合計**60%**））

2. 上限額（年間）

32万円 → 40万円

支給の上限額は、**年間40万円**（資格取得等した場合、**年間56万円**）となります。

※平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給の上限額は、これまでどおり
年間32万円（資格取得等した場合、**年間48万円**）

注）・訓練期間が2年間の場合の支給の上限額は80万円（資格取得等した場合、112万円）、3年
間の場合の支給の上限額は120万円（資格取得等した場合、168万円）となります。

・10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練に係る教育
訓練給付を受給した専門実践教育訓練の受講開始日を起点として10年を経過するまでの間に
受講開始した専門実践教育訓練に係る教育訓練給付の合計額は、168万円が限度となります。

<支給額の比較> 【例】訓練期間：2年間 / 入学料：10万円 / 6か月ごとの受講料：40万円

◆教育訓練経費とは、受講者が教育訓練施設に対して支払った入学料と受講料の合計をいいます。

◆専門実践教育訓練給付金は受講開始日から6か月ごとの期間で支給額を決定します。

下記の例では、受講開始日から6か月ごとの期間をそれぞれ第1期～第4期としています。

【これまで】支給額 = 教育訓練経費 × 40% 支給の上限額 = 年間32万円 (資格取得等した場合48万円)		
	教育訓練経費	支給額
第1期	50万円 (入学料含む)	20万円
第2期	40万円	12万円 (※1)
第3期	40万円	16万円
第4期	40万円	16万円
資格取得等 した場合	—	32万円 (※2)
合計	170万円	96万円

【変更後】支給額 = 教育訓練経費 × 50% 支給の上限額 = 年間40万円 (資格取得等した場合56万円)		
	教育訓練経費	支給額
第1期	50万円 (入学料含む)	25万円
第2期	40万円	15万円 (※3)
第3期	40万円	20万円
第4期	40万円	20万円
資格取得等 した場合	—	32万円 (※4)
合計	170万円	112万円

※1 40万円×40%＝16万円だが、第1期と合わせた年間の上限が32万円であるため、32万円－20万円＝12万円

※2 170万円×20%＝34万円だが、資格取得等した場合の上限が96万円であるため、96万円－64万円＝32万円

※3 40万円×50%＝20万円だが、第1期と合わせた年間の上限が40万円であるため、40万円－25万円＝15万円

※4 170万円×20%＝34万円だが、資格取得等した場合の上限が112万円であるため、112万円－80万円＝32万円



3. 支給対象者の要件の緩和について

平成29年12月31日までの支給対象者の要件

専門実践教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方です。

① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者の方のうち、**支給要件期間**(※5)が**10年以上**(初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については2年以上)ある方

② 雇用保険の被保険者であった方

専門実践教育訓練の受講開始日に被保険者でない方のうち、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内(※6)であり、かつ**支給要件期間**が**10年以上**(初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については2年以上)ある方

◆ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに**10年以上**経過していることが必要です。

※5 支給要件期間とは、受講開始日までの間に被保険者等として雇用された一定の要件を満たす期間をいいます。

※6 離職日の翌日以降1年間のうちに妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始することができない場合は、ハローワークに申請することにより、離職日の翌日から受講開始日までの教育訓練給付金の対象となり得る期間(以下、「適用対象期間」といいます。)を**最大4年**まで延長することができます。

改正後の支給対象者の要件

平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練から適用されます。

改正点 a

①、②ともに、**支給要件期間が3年以上**(初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については2年以上)ある方は支給対象となります。

改正点 b

平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合であっても、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに**3年以上**経過している方は支給対象となります。

改正点 c

適用対象期間については、受講を開始できない日数分を延長し、延長後の期間が4年を超える場合は、**最大4年**までしか延長できませんでしたが、平成30年1月1日以降、**最大20年**まで延長が可能になります。

4. 失業中の方に支給する「教育訓練支援給付金」の拡充について

平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練(※7)からは、45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方が対象となる「教育訓練支援給付金」の支給額は、基本手当日額に相当する額の**80%**となります。

※7 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の支給額は、これまでどおり基本手当日額に相当する額の**50%**となります。

専門実践教育訓練給付金の受給資格確認手続きにはマイナンバーの記載が必要です。

専門実践教育訓練給付金の支給要件や申請手続きの詳細は、リーフレット「専門実践教育訓練の給付金のご案内」をご覧ください。

